

第2章 施策の展開

第1節 市民の意向調査結果（概要）

有効な施策を検討するにあたり、事前に市民アンケートをとりました。

1 環境に関する関心事項について

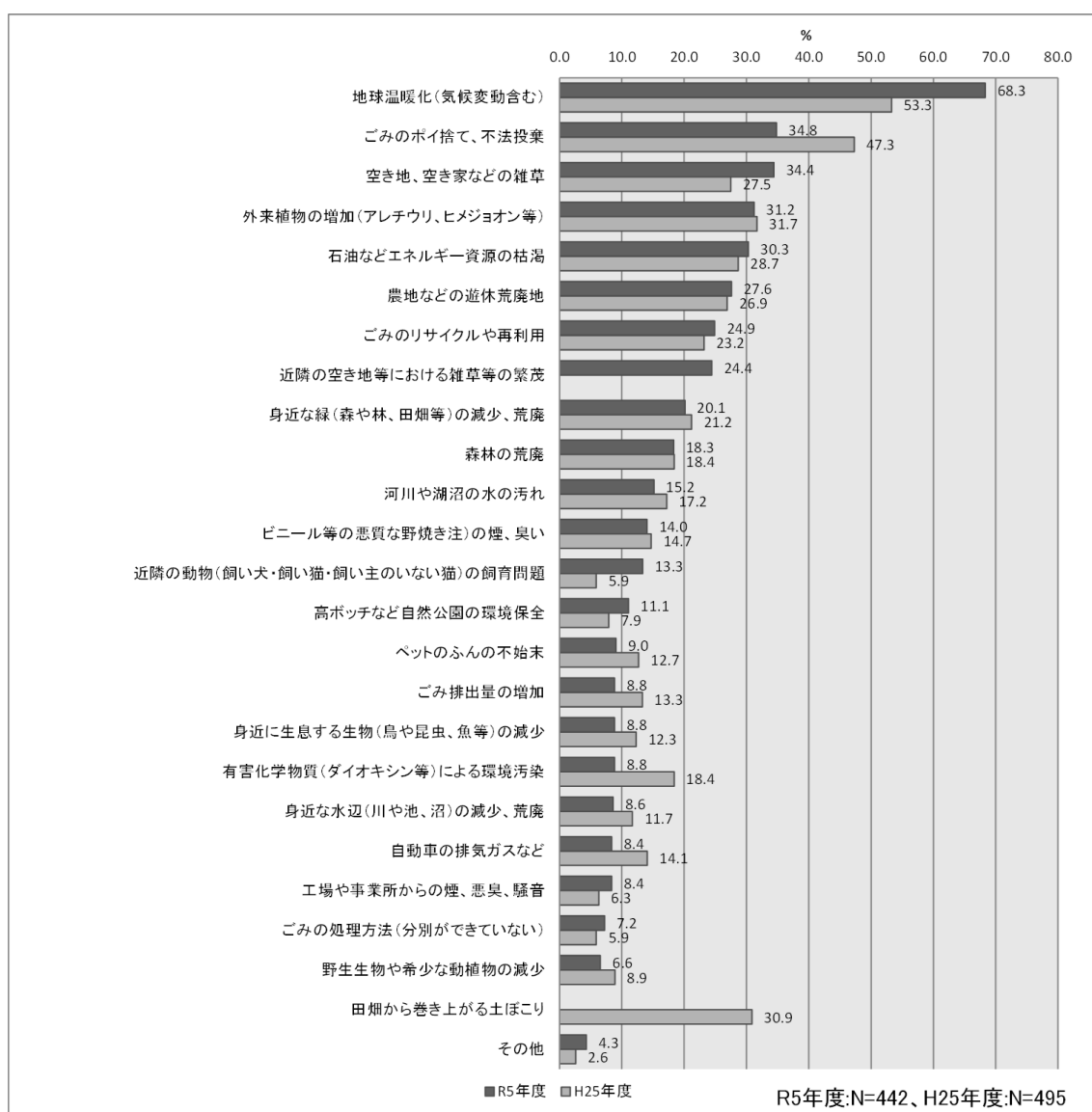
地球温暖化、ごみのポイ捨て・不法投棄、空き地・空き家などの雑草、外来植物の増加、石油などエネルギー資源の枯渇などに関心が高いようです。

3-2 あなたが気になっている環境問題は何ですか。次の1～24の全項目の中からあてはまるものを5つまで選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

関心を持たれている環境問題は、「地球温暖化（気候変動含む）」が68.3%(H25年度より+15ポイント)で特に大きく、「ごみのポイ捨て、不法投棄」が34.8%(H25年度より-12.5ポイント)で順位は変わらずですが大きく減少しています。続いて、「空き地、空き家などの雑草」が34.4%(H25年度より+6.9ポイント)、となっています。

また、今回新しく加えた「近隣の空き地等における雑草等の繁茂」に関しては4分の1近い回答が得られており、「空き地、空き家などの雑草」とともに雑草に関する関心が増加しています。



2 地球温暖化に関すること

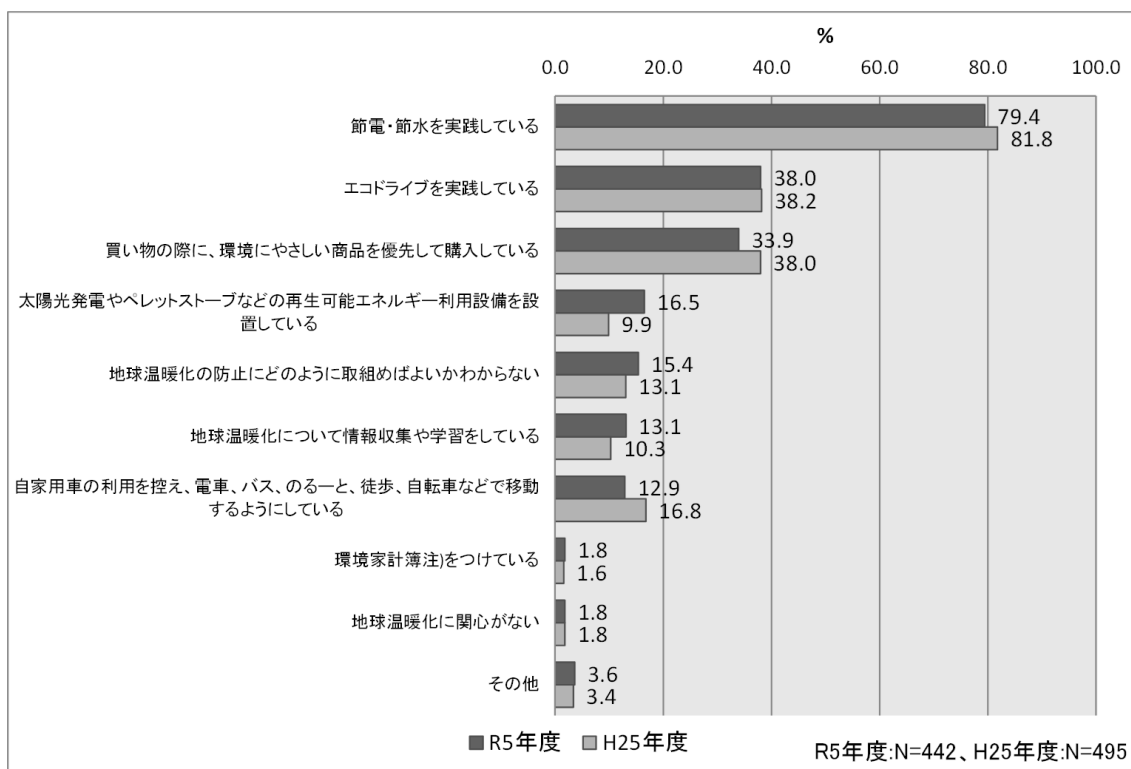
地球温暖化対策として市民が行っていることは、節電・節水が特に多いという結果となりました。

5-1 あなたやあなたのご家庭における地球温暖化の防止や資源・エネルギーの節約、再生可能エネルギーの利用について、どのようなことに取組んでいますか。次の中からあてはまるもの全てを選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

市民の取組については、多い順に「節電・節水を実践している」が79.4%(H25年度より-2.4ポイント)、「エコドライブを実践している」が38.0%(H25年度より-0.2ポイント)、「買い物の際に、環境にやさしい商品を優先して購入している」が33.9%(H25年度より-4.1ポイント)となっています。

上記の設問に関してはH25年度との大きな変化は見られませんが、「太陽光発電やペレットストーブなどの再生可能エネルギー利用設備を設置している」が16.5%(H25年度より+6.6ポイント)とやや大きく増加しており、再生可能エネルギーの導入が増加していることが見て取れます。

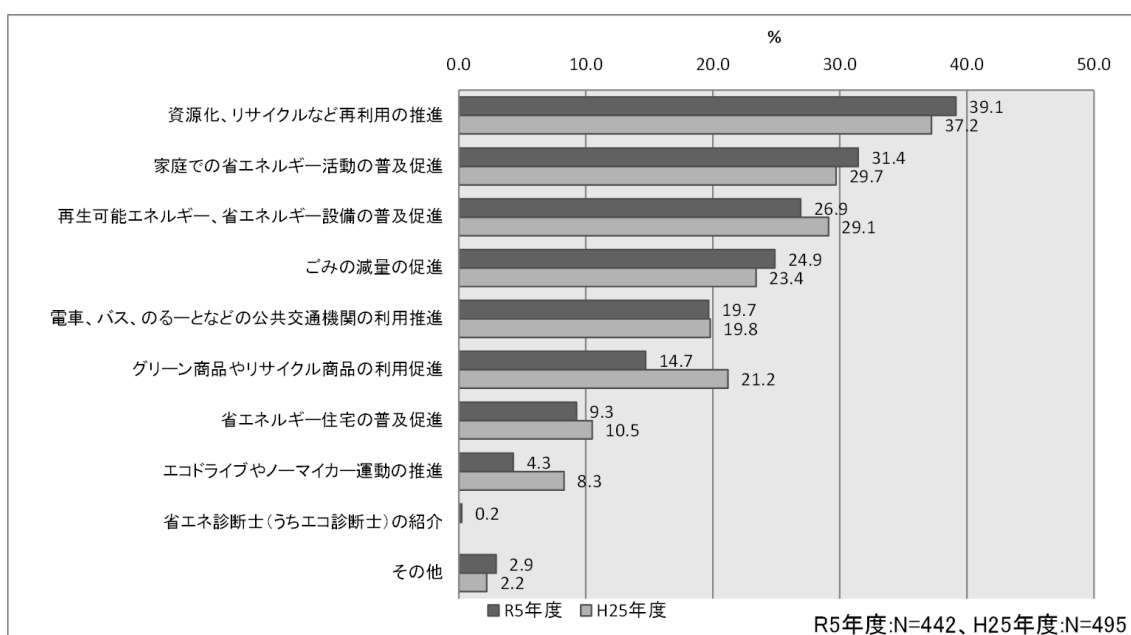


地球温暖化対策を進めるため市に望むことは、資源化、リサイクルなど再利用の推進や家庭での省エネルギー活動の普及促進が多いことがわかりました。

5-2 地球温暖化対策を進めるため、市に望むことは何ですか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで、番号に○をつけてください。

【まとめ】

市に望まれる地球温暖化対策については、多い順に「資源化、リサイクルなど再利用の推進」が39.1%(H25年度より+1.9ポイント)、「家庭での省エネルギー活動の普及促進」が31.4%(H25年度より+1.7ポイント)、「再生可能エネルギー、省エネルギー設備の普及促進」が26.9%(H25年度より-2.2ポイント)となっています。



3 生物多様化に関すること

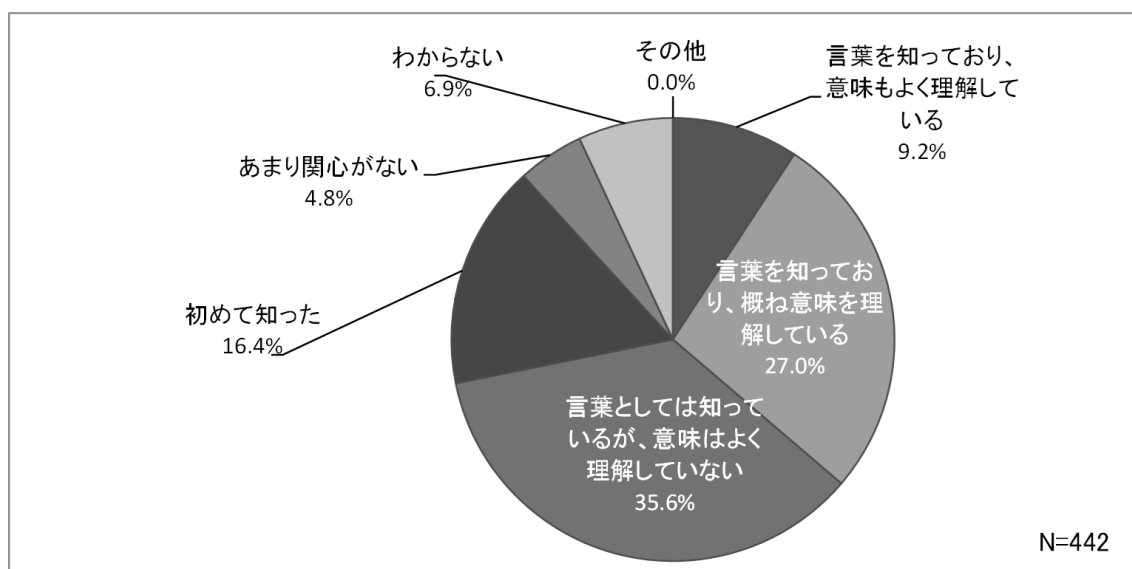
生物多様性という言葉の普及は進んでいませんが、アレチウリなど外来種の具体的なことについてはある程度浸透していることがわかります。

7-6 あなたは、生物多様性という言葉とその内容を知っていましたか。次の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。【新設】

【まとめ】

生物多様性という言葉とその内容については、多い順に「言葉としては知っているが、意味はよく理解していない」が35.6%、「言葉を知っており、概ね意味を理解している」が27.0%、「初めて知った」が16.4%となっています。

「言葉を知っており、意味もよく理解している」と「言葉を知っており、概ね意味を理解している」を合わせて、意味を理解している人はおよそ3分の1程度しかおらず、言葉の意味が浸透していないことが見て取れます。

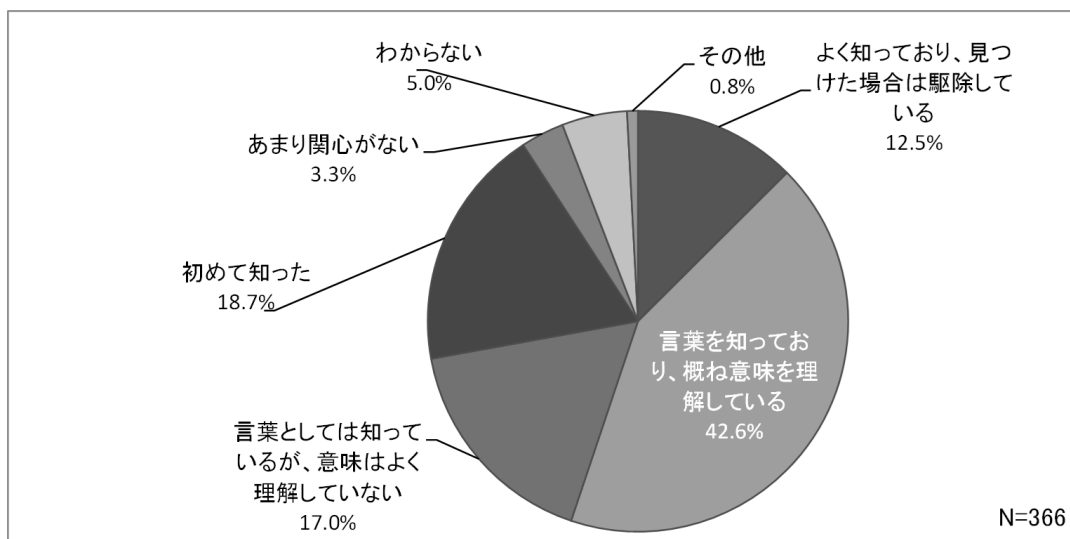


7-7 オオキンケイギクやアレチウリ、ヒメジョオン等の外来植物が塩尻市に本来生息する植物を駆逐することにより、生物多様性が失われていくことをご存じでしたか。次の中からあてはまるものを1つ選んで、番号に○をつけてください。【新設】

【まとめ】

外来種により生物多様性が失われていくことについては、多い順に「言葉を知っており、概ね意味を理解している」が40.5%、「初めて知った」が19.5%、「言葉としては知っているが、意味はよく理解していない」が18.4%となっています。

「よく知っており、見つけた場合は駆除している」と「言葉を知っており、概ね意味を理解している」を合わせると半分以上の人が理解しており、7-6の結果とは反対に、対象が具体的であると内容の理解度も増しているように考えられます。

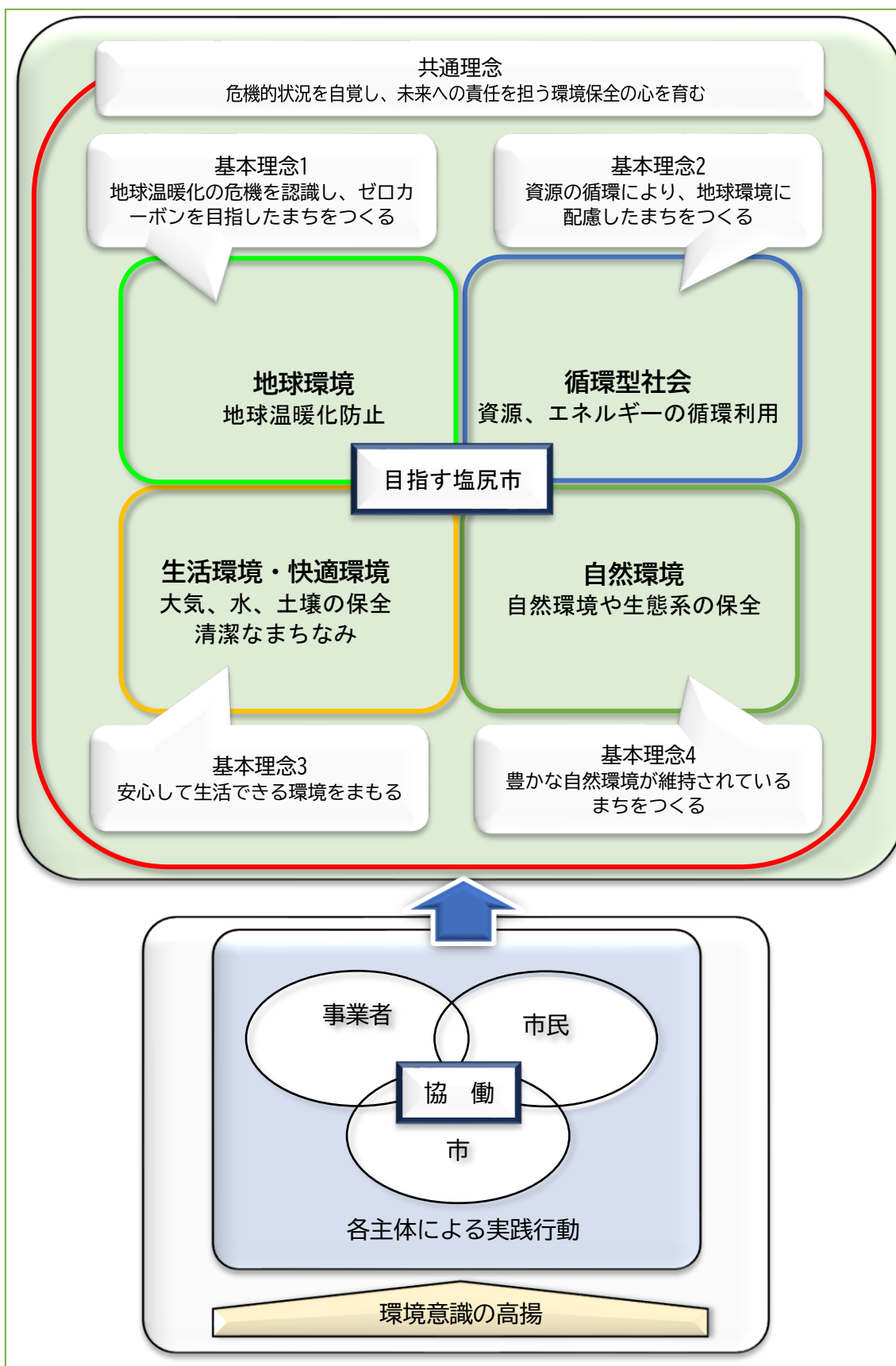


第2節 施策の展開

1 計画が目指すもの

本計画は、第六次塩尻市総合計画の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。―田園都市しおじり―」の実現に向けた施策・事業を環境面から推進し、進捗管理する役割を担っています。環境面から都市像の実現を図るため、次の共通理念及び4つの基本理念を重点にし、施策を行っていきます。

塩尻市環境基本計画の基本理念	
共通理念	危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む
基本理念1	地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる
基本理念2	資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる
基本理念3	安心して生活できる環境をまもる
基本理念4	豊かな自然環境が維持されているまちをつくる



2 施策体系

	【理念】	【方向性】	【施策の展開】	【施策の内容】	【六次総】
多 彩 な 暮 ら し 、 叶 え る ま ち。 ― 田園都市しおじりー	共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む	環境について知り、行動する人をふやします	環境情報の発信、意識啓発 環境学習機会の充実 協働による環境保全	・環境情報の発信、啓発 ・環境イベントの開催や学習成果の発表機会の提供 ・環境情報の管理及び公開 ・環境学習機会の充実 ・市民・事業者と連携した環境活動の推進 ・市民と連携した景観づくりの推進	5-1 5-2 5-3 5-4
	基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指すまちをつくる	地産地消型地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進 再生可能エネルギー等の有効活用	・省資源・省エネルギーの実践活動の促進 ・自動車利用の見直しの促進 ・公共施設における率先的な推進 ・再生可能エネルギーの有効活用 ・再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進 ・公共施設における率先的な導入推進	5-3
	基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる	ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみ減量の促進 再使用・再生利用の促進 ごみ処理施設の適正な運営	・ごみの発生抑制対策の推進 ・再使用・再生利用の促進 ・循環型社会構築に向けた地域との連携 ・民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理 ・中継施設「塩尻クリーンセンター」の活用 ・最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用 ・災害時における廃棄物処理体制の確保	5-4
		森林や農地の利活用を促進します	森林の管理・環境整備の推進 木質バイオマスエネルギーの普及拡大 木育の推進 農業の多面的機能の保持	・市有林、民有林等の整備推進 ・林地台帳の適正管理 ・森林資源の有効活用 ・木育の推進 ・木育イベントの開催 ・耕作放棄地の解消及び未然防止 ・農地の多面的利用の促進	5-1 5-2
	基本理念3 安心して生活できる環境をまもる	良好な生活環境をまもります	水資源・水環境の保全 生活公害の防止 放射能対策 生活環境の保全促進 空き地、空き家等の適正管理 美しい景観の保全、形成	・土壌や地下水の汚染防止対策の推進 ・騒音・振動対策 ・悪臭対策 ・光害対策 ・水質汚染防止対策 ・大気汚染防止対策 ・空間放射線量調査の実施 ・不法投棄・ポイ捨て等の防止 ・空き地、空き家等の適正管理及び有効利用の推進 ・都市景観の保全・形成 ・歴史的なまちなみの保全	9-2 9-3 3-5
	基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる	多様な生態系をまもります	身近な自然環境の保全 自然公園等の保全	・身近な自然環境の調査及び保全対策の実施 ・外来生物対策の推進 ・里地里山環境の保全 ・自然公園内の自然環境の保全	5-2

3 共通理念・基本理念設定の背景

共通理念：

危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

対象領域：「環境学習・協働」（27ページ～）

○共通理念設定の課題と背景

- ・環境問題は、身近な生活環境から地球規模の問題まで多岐にわたるため、4つの基本理念の目指す姿の実現につながる横断的施策として、「環境学習・協働」の取り組みを進める必要があります。
- ・本計画に基づく環境学習や啓発の結果、環境問題に関する知識や関心が高まっておりますが、実際の活動に結びつくような情報の発信を行う必要があります。
- ・環境イベントの内容や開催方法の改善により、市民の更なる理解と関心を深める必要があります。
- ・多様な主体により開催される講座や学習会並びに体験学習等をより充実させる必要があります。
- ・市民、自治会、NPO、任意団体等との協働により実施する環境美化活動を更に充実させる必要があります。

○共通理念の目指す姿（目的）

市民の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

- ・あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。
- ・様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。

○ポイント

市民の環境意識を高めるとともに、協働により環境を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・市民一人ひとりの環境意識の向上
- ・環境問題に取り組む人を増やす
（「知っている」から「している」へ）



基本理念1：

地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる

対象領域：「地球環境」（30ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・二酸化炭素等の温室効果ガス排出量増加による地球温暖化が進行するなか、異常気象をはじめ農作物や生態系への影響等が観測されており、温室効果ガス削減の取り組みを推進する必要があります。
- ・2050ゼロカーボンを目指した、省エネルギーの取組や再生可能エネルギー等の有効活用を推進する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

生活の豊かさをも実感できる低炭素社会を構築

- ・二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されています。
- ・再生可能エネルギーの地産地消等、地域資源を活用したエネルギーの利用がされています。

○ポイント

低炭素社会実現のための取り組みを位置づけます。

- ・省資源・省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーの導入拡大



基本理念2：

資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる 対象領域：「循環型社会」（37ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・過去における大量生産・大量廃棄への反省のもと、排出ごみの再利用・再資源化「物質の循環」を進め、有効活用を促進する必要があります。
- ・森林や農地が持つ二酸化炭素の吸収力や水分保持機能「自然の循環」を有効活用する取り組みを推進する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

持続可能な循環型社会を構築

- ・ごみの3R運動が推進されています。
- ・森林や農地の多面的機能がさらに向上します。
- ・地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

○ポイント

持続可能な循環型社会実現のための取り組みを位置づけます。

- ・「物質の循環」…ごみの発生抑制、再使用、再生利用（3R）の推進
- ・「自然の循環」…森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、地域資源等の利活用による環境負荷の低減、地域社会の活性化



基本理念3：

安心して生活できる環境をまもる 対象領域：「生活環境・快適環境」（44ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・安心して暮らせる住環境を維持するには、水資源の保全や公害発生を未然に防止する必要があります。
- ・美しい景観を保全するためには、ポイ捨てや不法投棄を防止する必要があります。
- ・人の生活・健康を守る点においても自然環境の保全が極めて重要な要素であるので、身近な環境安全への取り組みを継続する必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

安全、安心、快適な生活環境の保全

- ・水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- ・大気等を定期的に監視、調査し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ・不法投棄やポイ捨て等が減少しています。
- ・空き地、空き家等が適正に管理されています。
- ・美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

○ポイント

生活環境をまもるための取り組みを位置づけます。

- ・水資源・水環境の保全
- ・大気汚染、水質汚濁や騒音等公害の防止
- ・放射線モニタリングの実施
- ・不法投棄やポイ捨て等防止
- ・空き地、空き家等の適正管理
- ・美しい景観の保全、形成



基本理念4：

豊かな自然環境が維持されているまちをつくる

対象領域：「自然環境」（51ページ～）

○基本理念設定の課題と背景

- ・里地里山の荒廃により、野生動物が生活環境に及ぼす影響に対処する必要があります。
- ・外来生物である特定外来生物の増加が、日本固有の生態系に悪影響を及ぼす懸念に対処する必要があります。
- ・高ボッチ高原の高原たる自然環境を維持するため、草地の森林化や外来植物の繁殖を防止する必要があります。
- ・一度破壊された自然環境の修復が、非常に困難であるとの認識からふるさと自然を守る必要があります。

○基本理念の目指す姿（目的）

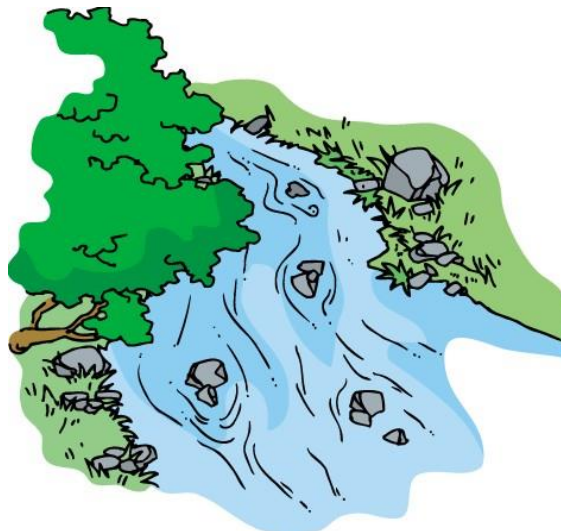
地域の自然環境や生態系の保全

- ・地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- ・里地里山や自然公園の環境が保全されています。

○ポイント

地域の自然環境や生態系を保全するための取り組みを位置づけます。

- ・里地里山、森林等、身近な自然環境の保全
- ・外来生物対策
- ・生物多様性が保たれる環境づくり
- ・自然公園の保全
- ・有害鳥獣の管理



共通理念

危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

持続可能な社会を目指すために、地球温暖化の進行抑止や限りあるエネルギー資源の効率的な利用、豊かな自然の継承等は、現在を生きる私たちが解決への努力をすべき重大な課題です。

すべての市民・事業者が、急速に進む環境破壊と自らの活動との関わりに気づき、生活のなかで少しの配慮や工夫を重ねていけるよう、学習と実践を通じて環境をまもる心を育成していく必要があります。

また、「環境問題を意識する」だけであつたり、「人にやらされる」のではなく、自発的に行動することが重要であるため、市民・事業者・市が個別に取り組むだけでなく、協働によりそれぞれの役割に応じた環境保全活動を推進する必要があります。

【共通理念の目指す姿】

市民・事業者の環境意識向上と市民・事業者・市の協働による環境保全

○あらゆる世代に対し、環境情報の提供がされるとともに、環境学習や体験機会の場が創出されています。

○様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されています。



出典：塩尻市観光協会

初夏の高ボッチ高原、放牧されている牛、レンゲツツジ

第3節 共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む

施策の方向性 環境について知り、行動する人をふやします

本市の現状と課題

本市では、地球温暖化、省資源・省エネルギー、生物多様性等をテーマとして、市ホームページや市広報紙等を利用した啓発や、学校や保育園、公民館や地区団体等、幅広い市民や団体に向けた環境講座の開催、環境に配慮した事業活動を促す制度の運用等により、様々な場面において環境に関する学習や実践活動が行われてきました。新型コロナウイルス感染症により、人が集まる事が出来ず、環境講座が十分な頻度で出来なかった時期がありましたが、その中であったとしても、市民の環境問題に関する知識や関心は高まってきています。

日常生活に起因する環境への負荷の低減や、身近な環境をより良いものにしていくため、市民一人ひとりが現在生じている環境問題を知り、その解決に向けて取り組むことが期待されます。

取り組みの方針

■市民一人ひとりの環境意識の向上

環境学習講座等を、メニューを拡充させながら継続して実施していくとともに、各世代に受け入れられる情報発信の方法で、環境学習の機会の充実を図ります。

■環境問題に取り組む人を増やす(「知っている」から「している」へ)

地球温暖化と私たちの暮らしのつながりや、人間の活動が与える他の生物への影響等について、市民・事業者・市の協働のもと、「知っている」ことから「している」ことに取り組みが進められるよう、効果的な啓発や、実践活動の場づくりを推進します。

具体的施策の展開

1 環境情報の発信、意識啓発

環境問題の範囲は非常に広く、身近に感じられることばかりではありません。私たちの行動が、環境にどの様に負荷をかけているかを認識し、それにより困るのは誰(または何)なのかを知らなければ、環境負荷の低減のために取り組むことはできません。環境を意識した行動を引き出すための情報提供・意識啓発を行います。

第2章 施策の展開

(1) 施策の内容と主な取り組み

施策の内容	担当課	主な取り組み
環境情報の発信、啓発	生活環境課	・市の環境の現状や環境保全等の幅広い環境情報を様々な媒体を用いて発信します。（市ホームページ等） ・「エコ展」を開催します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

	対象	主な取り組み
市民・事業者の取組	市民	・環境情報を収集し、活用します。 ・環境学習講座や地区説明会に参加します。 ・学んだことを環境保全活動に活用します。 ・市・事業者が取り組む環境保全活動に積極的に参加、協力します。
	事業者	・環境情報を収集し、活用します。 ・環境学習講座や環境保全活動に参加、協力します。 ・自らの環境活動について情報発信します。

2 環境学習機会の充実

幼少期から環境意識を高め、あらゆる世代に対して環境学習の支援を行うとともに、様々な主体が行っている講座等を体系的に整理し、より多くの市民が環境について学ぶ機会を提供します。

市では、環境学習の一環として、環境訪問出前講座を実施してきました。市民や地区等の皆様が、市が用意する環境学習メニューから選択して受講することにより、環境学習の機会を得るものです。一例として、子どもたちが、川の中で元気に楽しく、水生生物や、川の危険の回避の方法等を学んでいました。今後も、1人でも多くの皆様に環境について知っていただき、行動に繋げていただければと思います。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
環境情報の管理及び公開	生活環境課	・省資源・省エネルギーの取り組みが出来るシステムを構築します。 ・市民や団体等の取り組みの支援につながる環境情報や市の環境施策などの情報提供をします。 ・環境の情報発信のため、必要に応じて地区説明会を開催します。 ・塩尻市環境白書を作成し公表します。
環境学習機会の充実	生活環境課	・市民や事業所等への環境学習を推進します。 ・保育園や学校等において、子どもへの環境学習を実施します。 ・環境学習教材を作成し、小学生に配布します。 ・区や団体等における環境学習の支援をします。 ・民間のノウハウを活用した環境学習を実施します。 ・様々な学習機会をまとめた環境学習メニューを見直します。 ・区・団体等による環境学習を支援します。 ・環境に関するボランティア、専門家、指導者の育成を図ります。
	生活環境課・中央公民館	・市民への環境学習講座を実施します。（公民館活動等）

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・環境学習講座に参加又は協力します。 ・学んだことを環境保全活動に活用します。
事業者	・環境学習講座に参加又は協力します。 ・施設見学や講師派遣等、地域の環境学習に協力します。

指標（施策項目環境学習機会の充実）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
環境訪問出前講座参加者数	人	240	270	330
しおじりエコ展への参加団体数	団体	14	16	19

3 協働による環境保全

市民・地域のコミュニティ・NP0・事業者・市等の幅広い主体が相互にコミュニケーションや連携を図り、主体的に環境保全活動に取り組みます。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
市民・事業者と連携した環境活動の推進	生活環境課	・環境分野の課題を協働による解決を目指す市民ネットワークの充実を図ります。
	生活環境課・健康づくり課・都市計画課	・まちづくり・環境・健康等の市民活動促進サービスモデル（マイレージ制度等）を調査検討します。
	建築住宅課	・「塩尻市空き家等の適正管理に関する条例」の運用を推進します。
	都市計画課	・景観育成住民協定の締結を促進します。 ・緑地協定の制度を周知します。
市民と連携した景観づくりの推進	生活環境課・都市計画課	・地域の公共花壇づくりなど花や樹木による景観づくりを支援します。
	生活環境課	・クリーン塩尻パートナー制度による環境活動を推進します。 ・市民一斉清掃等の取り組みを推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。 ・環境関連NP0が行う環境保全活動に参加、協力します。 ・市民一斉清掃に参加、協力します。 ・自らが所有する空き家を適正に管理します。 ・緑地協定の制度を活用し、緑化を推進します。 ・市が取り組む景観づくりに参加、協力します。
事業者	・地域コミュニティが行う環境保全活動に参加、協力します。 ・クリーン塩尻パートナー制度を活用した環境活動を行います。 ・市民一斉清掃に参加、協力します。 ・市が取り組む景観づくりに参加、協力します。

指標（施策項目協働による環境保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
クリーン塩尻パートナー制度への登録団体総数	団体	60	63	69
外部への環境情報の発信件数（広報、ホームページ、SNS等）	回	16	19	25



第4節 基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる

私たちの豊かさや利便さを求めた日常生活や経済活動により、地球温暖化が進み、地球全体に深刻な影響を及ぼしています。温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

本市では、省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を促進し、エネルギー資源の有効活用と二酸化炭素の排出抑制に取り組んできました。

地球温暖化の影響を低減し、持続可能な社会を構築するためには、低炭素型のライフスタイルへの転換・定着と、木質バイオマスや太陽光発電等の再生可能エネルギーの普及に努めていく必要があります。

【基本理念1の目指す姿】

生活の豊かさも実感できる低炭素社会を構築

- 温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルへ転換されています。
- 再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされています。

施策の方向性 地産地消型地域社会へ転換します

本市の現状と課題

国や県において、地球温暖化防止に関する法令や計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。国では、「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度において、2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。県では、「長野県ゼロカーボン戦略」を掲げ、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指した、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を推進しています。

本市では、2023年7月に、脱炭素社会の実現に向けて、実施すべき対策の基本的な方向性を定めた「塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定しました。また、2023年11月27日には、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、「塩尻市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

ゼロカーボンに向けた取り組みとして、本市では、「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの普及や環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」の取り組み、地区説明会や出前講座の開催等家庭や事業所、市が一体となって省資源・省エネルギーの取り組みを推進しています。

また、市公共施設への太陽光発電設備設置や、住宅への再生可能エネルギー利用設備設置に対する支援により、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。

現在、地球温暖化の影響が深刻化しつつあり、この問題を放置すると、気温上昇によって今後更なる悪影響が生じることが予測されています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するためには、市民の地球温暖化への関心を高めるとともに、市民・事業者・市が危機意識を共有し、連携しながら、省資源・省エネルギーや、再生可能エネルギーを地産地消する等の取り組みを一層進める必要があります。

市内の事業所における環境マネジメントシステムの導入状況（2022年度）

規格	認証・登録の有効性	認証・登録に係る費用	認証・登録事業所数
ISO14001	世界	比較的高い	36事業所
エコアクション21	国内	比較的安い	6事業所
塩尻環境スタンダード	市内	無料	41事業所

再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入補助件数（2022年度までの累計）

設備区分	補助件数（累計）	補助年度
太陽光発電パネル	1,364件	1998年度～2014年度
省エネナビ	21件	2014年度～2019年度
HEMS	68件	2014年度～2019年度
畜電池	57件	2015年度～2022年度
薪・ペレットストーブ	291件	2006年度～2022年度

取り組みの方針

■省資源、省エネルギーの取り組みの推進

家庭及び事業所における省資源・省エネルギーの取り組みや、市が率先して省資源・省エネルギーの取り組みを進めることにより、低炭素社会の構築を促進します。

■再生可能エネルギー利用の促進

豊富な森林資源を有し、また、晴天率が高く、日照時間が長い本市の特性を活かし、木質バイオマスや太陽光エネルギー等、地域に存在する再生可能エネルギーの利用を促進します。

具体的施策の展開

1 省資源・省エネルギーの促進

自らのライフスタイルや事業活動を見直し、家庭や事業所において省資源・省エネルギーを推進します。

また、第二次環境基本計画では、市内で環境活動に取り組む事業者を認証する「塩尻環境スタンダード」に登録していただいた事業者数は、目標値を下回りました。本計画期間では、塩尻環境スタンダードを通じて環境活動に取り組む重要性をPRし、環境に配慮して活動する事業者を増やします。

施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
省資源・省エネルギーの実践活動の促進	生活環境課	・省資源・省エネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備機器の導入を普及拡大します。 ・「塩尻環境スタンダード」等の環境マネジメントシステムの導入を支援します。 ・環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等の取り組みを普及拡大します。 ・環境負荷低減活動を促進します。 ・省資源・省エネルギーの取り組みが出来るシステムを構築します。
自動車利用の見直しの促進	建設課・公共施設マネジメント課他	・公共交通機関の利便性向上や道路環境の整備を推進します。 ・公用車にエコカーの導入を推進します。
	都市計画課	・地域振興バス等の公共交通事業を推進します。
公共施設における率先的な推進	生活環境課	・信州気候変動適応センター等の情報の普及啓発をします。
	地域共生推進課	・循環型社会推進基金等を活用した市内防犯灯のLED化を促進します。
	各所管課	・公共施設の新築時や改築時に、建物の高断熱化、設備機器の高効率化を推進します。 ・公共施設への省エネルギー機器やデマンド監視システム等の導入を推進します。

(1) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・環境家計簿「しおじりエコふぁみりー」等を活用し省資源・省エネルギー活動を実践します。 ・環境負荷の少ない製品を購入します。 ・住宅の省エネ無料診断を利用します。 ・節電に協力します。 ・住宅の新築時や改修時には、建物の断熱化や省エネ機器の導入、スマートハウス化等、省エネルギー化に配慮します。 ・自動車を購入する場合は、エコカーを検討します。 ・自動車を運転する際はエコドライブを心がけます。 ・徒歩、自転車、公共交通機関の利用等、環境負荷の少ない移動を心がけます。
事業者	・環境マネジメントシステムを活用し省資源・省エネルギーを実践します。 ・省エネルギー診断等を利用し、エネルギーの適正な利用に努めます。 ・高効率機器の導入等により、施設・設備面の省エネルギー化を推進します。 ・工場、事務所等の新築・改修時は、省エネルギー化に配慮します。 ・節電や消費電力のピークシフトに協力します。 ・電気製品等を選ぶ際には、エネルギーの効率に配慮します。 ・エコカーの導入を検討します。 ・自動車の運転はエコドライブを心掛け、効率的な輸送配送方法に配慮します。 ・太陽光発電施設を建設する際には、地域環境および近隣住民等の生活に配慮します。

指標（施策項目省資源・省エネルギーの促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
市内の二酸化炭素排出量 （森林吸収等を含む）	t-CO2	578,679(R2)	407,000	263,293
塩尻環境スタンダードへの認 証・登録件数	件	41	44	50

2 再生可能エネルギー等の有効活用

森林資源を活かした木質バイオマス利用や太陽光発電等、本市には活用可能な再生可能エネルギーが存在します。これらの資源を有効活用することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに二酸化炭素排出量の削減を促進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
再生可能エネルギーの有効活用	生活環境課・耕地林務課	- 再生可能エネルギーの住宅や事業所等での活用を促進します。 - 再生可能エネルギーの活用事例の啓発を図ります。
再生可能エネルギーの自給体制の構築によるエネルギーの地産地消の促進	生活環境課・耕地林務課	- 市民が行う再生可能エネルギー活用事業等に対する支援を行います。 - 木質バイオマスの活用を支援します。
	耕地林務課	木質バイオマスの効率的な生産システムを構築します。
公共施設における率先的な導入推進	各所管課	公共施設への木質バイオマス、太陽光等、再生可能エネルギーを活用した設備の導入を推進します。
	生活環境課	「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」にて、野立て太陽光の設置および管理基準を規定します。 「塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドライン」の確実な運用をします。 - 地域で生み出した電力の公共施設での利活用を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ）、太陽光等、再生可能エネルギーの活用を進めます。
事業者	- 木質バイオマス（薪ストーブ、ペレットストーブ、ペレットボイラー）、太陽光等、再生可能エネルギーの有効活用を進めます。 - 再生可能エネルギーの普及に協力します。 - 未利用エネルギーの活用を図ります。

指標（施策項目再生可能エネルギーの有効活用）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
固定価格買取制度(FIT)による再生可能エネルギー発電設備導入累計件数	件	4,027	4,600	5,625
再生可能エネルギーを活用することを意識している市民の割合	%	55.7(R5)	60.7	69.7
薪・ペレットストーブ等の設置累計件数	件	291	387	531

【電気は買うより作る時代に！】

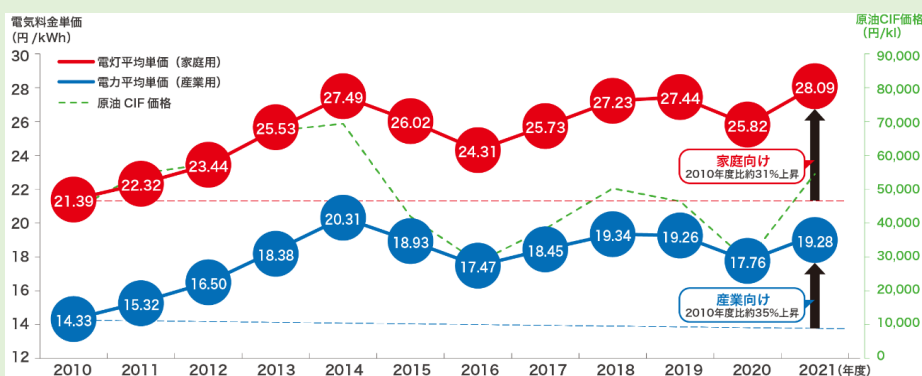
昨今、世界情勢が不安定化し、原油の価格が高騰しており電気料金も高騰しています。特に日本はエネルギーの海外依存度が高いため、世界情勢によりエネルギー価格が不安定で今後も高騰する可能性があります。

このコラムでは、このような状況下で、電気は電力会社から買うよりも自分で作る時代になりつつあることを示しました。



出典：内閣府HP

原油の価格推移

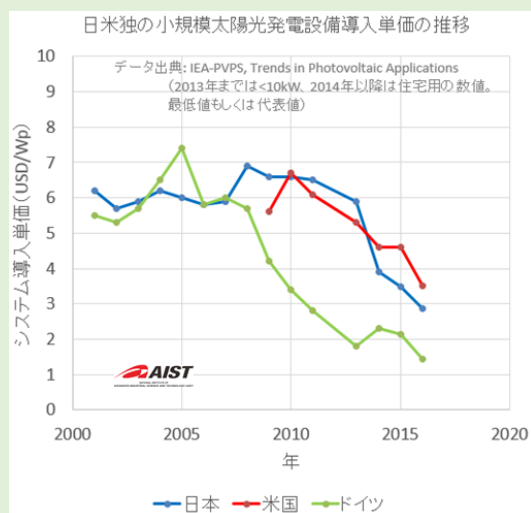


出典：資源エネルギー庁HP

電気料金の推移

電気を作るためには、自宅での太陽光発電が構造的に可能か、太陽光発電設備を設置した場合購入する場合と比べて設置費等を加えどのくらい安くなるかも検討する必要があります。さらに災害への備えとしての必要性も検討する必要があります。

昨今、太陽光発電設備の設置費用も安くなり、蓄電システムを導入することにより「電気を作り、蓄え、利用し、売電する」といったことが自宅等でも気軽にできるようになりました。



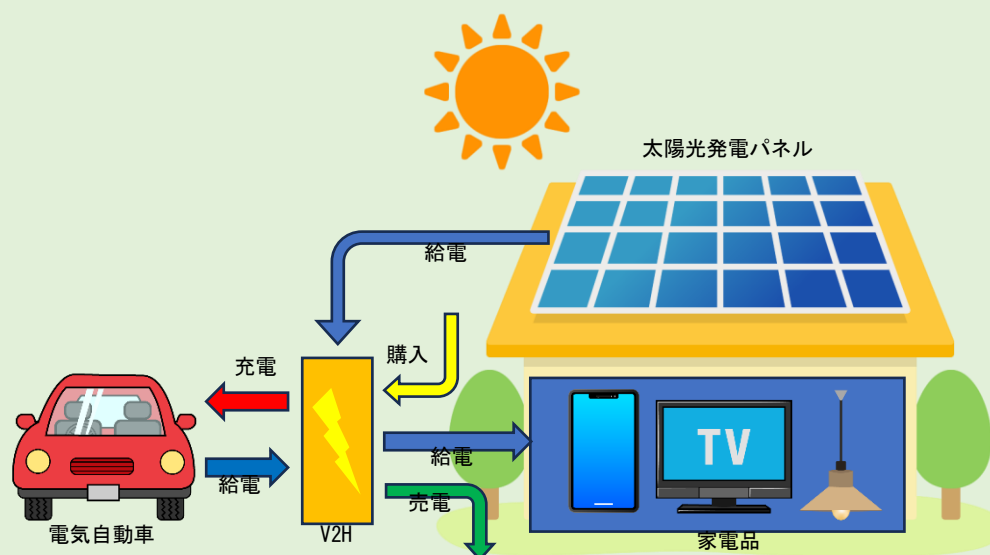
太陽光発電設備で発電しその電気を蓄え夜間に利用する場合、特に重要なものが「蓄電池」です。太陽光発電設備で発電される電気は日中に限るため、発電のできない夜間や発電効率の低い朝夕に、太陽光発電による電気を使用するためには蓄電池が必要になります。

家庭用蓄電池の性能も上がり※1、価格も低下傾向にあるため※2、「蓄電システム」の普及が進んでいます。

※1：リチウム蓄電池の性能が向上しエネルギー密度が上がったため、容量当たりの単価が下がりました。

※2：経済産業省の試算では、蓄電池の価格が、2020年度の家庭用9万円/kWh、業務用15万円/kWhが、2030年度には家庭用7万円/kWh、業務用6万円/kWhになると見込んでいます。

さらに、最近では電気自動車の普及により、電気自動車のバッテリーを家庭用蓄電池として利用する動きも出てきました。これにはV2H (Vehicle to Home) といったシステムが必要になりますが、国の手厚い補助金もあったため普及し始めています。



V2Hイメージ図

これらの蓄電システムを設置することにより、日中は発電し、一部を充電することにより朝、夕、夜とその電池を利用し、さらに余剰電力が発生する場合は売電するといったことが行えるようになりました。



第5節 基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる

限りある天然資源を適正かつ有効に使用するとともに、ごみの減量やリサイクルに取り組み、社会・経済活動による環境負荷を低減し、持続可能な社会をつくることが求められています。

本市では、ごみの処理体制を整備し、ごみの減量・リサイクルの促進に努めてきました。その結果、市民・事業者の意識が高まり、環境に配慮した活動も浸透しつつありますが、更に、環境負荷を少なくするため、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R及び適正処理を進める必要があります。

また、県内では豊富な森林資源を活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民・事業者の3R活動の推進、森林資源の有効活用等による資源の地域内循環の取り組みを進めていく必要があります。

【基本理念2の目指す姿】

持続可能な循環型社会を構築

- ごみの3R運動が推進されています。
- 森林や農地が持つ多面的機能が保全、整備されています。
- 地域資源等が域内で循環する仕組みが進められています。

施策の方向性 1 ごみの減量とリサイクルを促進します

本市の現状と課題

国や県において、資源の循環に関する法令、計画の整備が進み、環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けた体制整備が進められています。

ごみの減量化対策として、2005年10月に、ごみ処理の有料化及びプラスチック製容器包装の分別・資源化の取り組みが進められ、家庭ごみの総排出量は減少し、近年も減少傾向で推移していますが、事業所やアパートからのごみ（事業系ごみ）は増減を繰り返し、ここ数年は増加傾向にあります。

ごみの減量に向けて、3R活動の推進を図るとともに、特に事業所から排出される食料残渣の資源化に取り組む必要があります。

取り組みの方針

■「資源の循環」（ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進）

「ごみになるものは購入しない」、「繰り返し使う」、「ごみを適正に分別し、再び資源として利用する」ことを意識することが重要であり、地区説明会等による情報提供や啓発を継続し、ごみの減量やリサイクルを推進します。

また、循環型社会の構築を進めていくため、「第三次塩尻市一般廃棄物処理基本計画」を定め、取り組んでまいります。

具体的施策の展開

1 ごみ減量の促進

家庭系可燃ごみは、2012年度の松塩地区広域施設組合による共同処理開始後、一時的に増加しましたが、現在は減少傾向となっています。

一方、事業所やアパートからの事業系可燃ごみは、増減を繰り返し、近年は増加傾向でありますので、ごみ資源化の取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
ごみの発生抑制 対策の推進	生活環境課	・適切な排出・分別の指導を徹底します。 ・分別の徹底と適切な排出の啓発をします。 ・家庭系ごみ及び事業系ごみの発生抑制について啓発します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ごみの分別ルールに従い、適正分別することを徹底します。 ・食べ物を適量調理・適時消費し、生ごみの発生を抑制します。 ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に取り組みます。 ・生ごみは、できるだけ水分を切り、ごみの減量に努めます。 ・マイバックの活用や簡易包装を選択し、ごみ減量に努めます。 ・3Rを推進します。 ・地域や身近な資源化活動に積極的に参加します。
事業者	・食品残渣の資源化に協力します。 ・食品ロス削減に努め、食品廃棄物等の発生抑制や資源化を図ります。 ・食品ロス削減のため「30・10（さんまる・いちまる）運動」に協力します。 ・3Rを実践し、廃棄物の適正な分別を徹底します。 ・梱包・包装を簡素化し、ごみの発生を抑制します。

指標（施策項目ごみ減量の促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
家庭系もえるごみ量	g/人日	327	322	315
事業系もえるごみ量	t/年	7,152	7,074	6,915

2 再使用・再生利用の促進

持続可能な循環型社会に転換していくために、3R運動の推進等による取り組みを推進します。

ごみの資源化においては、近年、市内の店舗等でも民間が運営する資源物ステーションでの回収も多くみられるようになりました。指標に掲げた「ごみの資源化率」には、市が回収する地区等のごみステーションの資源物回収量で捉えるため、把握し難い民間の回収量は含まれておりませんが、社会全体でごみの資源化に取り組んでいくことが必要と考えます。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
再使用・再生利用の促進	生活環境課・下水道課	・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。(たい肥等)
	生活環境課	・家庭系及び事業系生ごみの資源化促進と資源有効活用を行います。(たい肥等) ・ごみ焼却灰の再生利用を推進します。 ・プラ(包装容器+製品)の再生利用を推進します。 ・廃食用油からBDF(バイオディーゼル燃料)を精製し、燃料として利用します。 ・市ホームページや広報しおじりの利用により不用品交換を支援します。 ・給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。 ・家庭系及び事業系生ごみの資源化と資源有効活用を推進します。 ・災害時における廃棄物処理対応の確保をします。 ・廃棄物及び資源物の適正処理をします。 ・松塩地区広域施設組合による可燃ごみの広域処理を継続します。 ・最終処分場の長寿命化を図るため、焼却灰の再生利用を推進します。 ・家庭系ごみのうち、陶磁器等のリユース・リサイクルを推進します。
	下水道課	・下水処理時に発生する汚泥の減量化や再使用・再生利用を推進します。
	学校教育課・こども未来課	・給食残さのたい肥化を推進し、花壇整備等に活用します。
循環型社会構築に向けた地域との連携	生活環境課・学校教育課	・地域、学校等と連携して資源物の回収を推進します。
	生活環境課	・自治会や関係団体と連携した地区説明会を実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・資源物回収等、リユース、リサイクル活動に参加します。 ・環境負荷の少ない製品を購入・利用します。 ・生ごみ処理機やダンボールコンポスター等による生ごみのたい肥化に取り組みます。
事業者	・紙の使用量の削減や再生紙利用等、資源の有効利用に努めます。 ・環境にやさしく、再利用や資源化に配慮した製品の製造または販売、容器包装の簡素化や回収ルートの整備を行います。 ・環境負荷の少ない製品を購入・利用します。 ・廃棄物の再利用や資源化など、ごみの減量につながる活動により循環型社会の推進に努めます。

指標（施策項目再使用・再生利用の促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
ごみの資源化率	%	23.3	18	17
ごみの減量に向けた分別やリサイクルが盛んであると感じる市民の割合	%	64.2(R5)	68.2	74.2
プラスチックの収集量	t	476	600	580

3 ごみ処理施設の適正な運営

ごみ処理施設の適正な維持管理や処理に努めるとともに、必要となる施設の整備を広域的な視点を持って推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
民間施設を活用した廃棄物、資源物の適正処理	生活環境課	・ 民間企業と連携し、安定的かつ効率的な資源物処理を実施します。 ・ 施設の適正な管理運営を行います。
中継施設「塩尻クリーンセンター」の活用	生活環境課	・ 中継施設の活用を推進します。
最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用	生活環境課	・ 松塩地区広域施設組合による最終処分場の適正管理及び旧最終処分場跡地の有効利用を継続します。
災害時における廃棄物処理体制の確保	生活環境課	・ 災害廃棄物処理計画に基づき、有事の災害に備えます。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ ごみステーション等の施設の適正利用と管理運営に協力します。
事業者	・ 適正かつ円滑な産業廃棄物処理及び施設運営を実施します。

施策の方向性 2 森林や農地の利活用を促進します

本市の現状と課題

県内の木材産業は、生産・加工・流通体制が小規模、分散的で、豊富な森林資源を十分に活かしきれておらず、その有効活用が課題となっています。

森林資源を無駄なく活用し、森林の再生や木材産業の振興を図るため、木材や燃料等の需要を拡大してその利益を山側に還元するとともに、水源のかん養等、森林の多面的機能の保全と整備をする必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地が増加しています。農地は、食料を供給する役割だけではなく、森林と同様の多面的な機能を有しているため、有効活用を図る必要があります。

取り組みの方針

■「自然の循環」（森林や農地が持つ多面的機能の保全や整備、森林資源の有効活用）

森林や農地の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適切な整備や農地の多面的機能の保全と整備により、森林資源の循環利用、農地の有効活用を推進します。

具体的施策の展開

4 森林の管理・環境整備の推進

森林の多面的機能を保全し、その機能を維持・向上できるよう森林や里山里地の管理・環境整備を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
市有林、民有林等の整備推進	耕地林務課	・民有林の除間伐を支援します。 ・森林整備計画による森林整備を推進します。 ・松くい虫被害防止パトロールを推進します。 ・薪やペレット燃料の利用を促進します。 ・森林や木に触れ合う機会の創出をします。
林地台帳の適正管理	耕地林務課	・ゾーニングに基づく森林の活用施策の実現に努めます。 ・林地台帳を整備します。

第2章 施策の展開

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 森林や里地里山の環境整備に参加・協力します。 ・ ペレットストーブや薪ストーブ等を導入し、木質バイオマスの利用に努めます。
事業者	・ 森林や里地里山の環境整備に参加・協力します。 ・ 森林の保全活動に取り組みます。

指標（施策項目森林の管理・環境整備の推進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
市所有有林及び個人等所有の森林が整備された面積	ha	179	240	290
山のお宝ステーション取扱材積量	t	655	700	800

5 木質バイオマスエネルギーの普及拡大

使う⇒植える⇒育てる⇒伐採する⇒使うという循環型の森林整備を行い、森林資源を木質バイオマスエネルギーとして積極的に普及拡大することにより木材の地産地消を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
森林資源の有効活用	耕地林務課	・ 間伐材の活用方法の研究や流通システムの整備を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 間伐材を利用した製品を購入します。
事業者	・ ペレットストーブや薪ストーブ、ペレットボイラー等により木質バイオマスの利用に努めます。 ・ 間伐材の利用・販売・商品開発等を進めます。

6 木育の推進

市民や森林所有者などに対し森林を通じた交流促進事業を展開することなどにより、森林管理の必要性や活用の啓発を促進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
木育の推進	建築住宅課	・住宅における県産木材の利用を促進します。
	各所管課	・公共施設における県産木材の利用を促進します。
	耕地林務課	・森林と市民の交わりを取り戻すことにより、市民と森林の豊かな関係を復元します。 ・森林に関する啓発パンフレットを小学校に配布し、森林の必要性をPRします。
木育イベントの開催	耕地林務課	・森林や木に触れ合うイベントを開催するとともに、小学生の参加を促進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・森林に関する学習会や体験活動に参加します。 ・地域産木材を使用した住宅や製品の購入に努めます。
事業者	・森林に関する学習会や体験活動に参加するとともに、技術提供を行ないます。 ・地域産木材や林産物の利活用に努めます。 ・間伐材の利用、販売、商品開発等を進め、市民に情報発信します。

7 農業の多面的機能の保持

食糧を供給する役割だけではなく、水源のかん養等、森林と同様に農地が持つ多面的機能を保持し、その機能が維持・向上されるよう農地の保持と耕作放棄地の解消を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
耕作放棄地の解消及び未然防止	農政課・農業委員会事務局	・農地パトロールや農地流動化を促進します。 ・農業の担い手を確保します。
農地の多面的利用の促進	農政課	・中山間地における農業の多面的機能を保持します。 ・自然環境の保持に資する農業生産活動を推進します。

(2) 市民に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・農地の保持及び流動化に協力します。 ・環境に配慮した農業を推進します。

指標（施策項目農業の多面的機能の保持）

項目	単位	令和4年度実績値	令和8年度目標値	令和14年度目標値
荒廃農地の面積	ha	12.9	12	11



第6節 基本理念3 安心して生活できる環境をまもる

本市は、豊かな自然、田園都市景観、歴史的な街道景観に恵まれ、自然と人々の生活との調和が生み出す生活環境を有しています。

この生活環境を保持するためには、大気汚染や水質汚濁等の公害、ポイ捨てや不法投棄の防止のみならず、身近な緑や水辺、美しい町並みや歴史景観といった、快適でうるおいある環境を保全する必要があります。

また、地域の自然、人々の暮らし、経済活動と調和を図りながら、市民・事業者・市の協働の下、快適でうるおいあるまちづくりを進める必要があります。

【基本理念3の目指す姿】

安全、安心、快適な生活環境の保全

- 水資源及び水環境が持続的に保全されています。
- 大気等を定期的に監視し、万一の際には迅速な対応策が取れる体制が構築されています。
- ポイ捨てや不法投棄が減少しています。
- 空地、空き家が適正に管理されています。
- 美しい都市景観及び街道景観が形成、保全されています。

施策の方向性 良好な生活環境をまもります

本市の現状と課題

地下水等の水資源は、水道水や工業・農水産業用水として利用され、地域住民の生活や産業を支えています。近年、地下水をかん養する機能の低下等による地下水賦存量の減少、地下水位の低下が指摘されています。塩尻市では、地下水位測定を継続的に実施しており、地下水位の低下は今のところ確認されていませんが、今後も注視していく必要があります。

また、市内の河川・湖沼の水質については、調査を継続的に実施し、水質の監視を行っています。下水道等の普及により、生活排水や事業所排水の適正処理が進み、河川や湖沼の水質は概ね良好に維持されています。

空間放射線量については、福島第一原子力発電所の事故以降、市内で計測を継続していますが、幸いにも塩尻市では事故前と変わらない水準で推移しています。

また、2004年4月の「ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例」施行以降、市やNPO法人、地域等の連携によるパトロール体制の強化が図られ、不法投棄への迅速な対応や監視体制が整備されていますが、不法投棄は依然として後を絶ちません。不

法投棄の防止対策を推進し、地域の生活環境の保全を図るとともに、市民一斉清掃等の市民参加型のイベントや環境美化活動のボランティア活動の支援を充実させ、地域ぐるみの取り組みを進める必要があります。

一方、本市は、奈良井宿等の歴史的な街道景観、整備が進む都市景観等、様々な美しい景観を有しています。これらの良好な景観を守りつつ、変化に合わせて創造していくため、地域住民をはじめ、事業者、市が連携して、様々な取り組みが進められています。

こうした住民の自主的な景観形成活動を支援するため、景観への配慮を啓発するとともに、地域による景観づくりを支援していく必要があります。

取り組みの方針

■水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全対策を推進し、水環境の異常を早期に発見する体制を維持し、万一の事故に備えます。

■水質汚濁や騒音等の公害の防止

日常生活を取り巻く大気や水、土壌等の環境保全に努め、騒音や振動、悪臭等が発生した場合、発生源への指導を推進します。

■放射能対策

市内の空間放射線量を測定し、測定結果を公表します。

■不法投棄やポイ捨て等の防止

地域連携により不法投棄の監視を強化するとともに、市民一斉清掃等の市民参加型のイベントや環境美化ボランティア活動を継続し、地域ぐるみの取り組みを推進します。

■空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正な管理や有効活用により良好な生活環境の保全を図ります。

■美しい景観の保全、形成

本市特有の景観である、歴史的な街道景観、都市景観等の保全、再生を進めるとともに、新たな魅力を創造することを目指します。

具体的施策の展開

1 水資源・水環境の保全

地下水等の水資源の保全は、広域的に取り組む必要があるため、県、松本地域8市村及び北安曇地域3市町村で構成する「アルプス地域地下水保全対策協議会」により、地下水の保全・適正利用に向けた取り組みを継続して推進します。

第2章 施策の展開

また、河川や湖沼の環境基準の達成率向上に向けた取り組みを進めるとともに、万一の事故の際には早急の対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
土壌や地下水の汚染防止対策の推進	生活環境課	・環境汚染発生時には関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して土壌や地下水汚染防止の指導を実施します。 ・河川水質、地下水位調査を継続して実施します。 ・塩尻市公害防止条例に基づき地下水の利用状況を把握します。 ・「アルプス地域地下水保全対策協議会」の施策の実施による広域的な地下水の保全を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・灯油等の流出防止を徹底します。 ・土壌や地下水の汚染を防止します。
事業者	・環境汚染事故発生時には、被害が拡大しないよう適切な処置を行います。 ・環境に関する法律及び条例を順守します。

2 生活公害の防止

環境基準を維持する取り組みを推進するとともに、騒音、悪臭等、基準を上回る事象に対して関係法令に基づき対応を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
騒音・振動対策	生活環境課	・環境調査を継続的に実施します。 ・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。
	生活環境課	・自動車騒音調査を実施します。
悪臭対策	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。
光害対策	生活環境課	・屋外照明の効率化及び適正使用を啓発します。
水質汚染防止対策	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。
大気汚染防止対策	生活環境課・学校教育課	・微小粒子状物質（PM2.5）等による大気汚染状況の情報提供を行います。
	生活環境課	・基準を上回る事象に対しては、関係機関と連携し迅速に対応します。 ・工場、事業者に対して基準の遵守を指導します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・生活環境に配慮して行動します。 ・農薬などの薬品を適正に使用し、管理します。
事業者	・環境に関する法令・条例等を順守します。 ・事業活動において周辺住民に配慮します。

指標（施策項目生活公害の防止）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
河川におけるBOD環境基準の達成率	%	100	100	100

3 放射能対策

市内の空間放射線量の把握し、異常を早期に発見する体制を維持します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
空間放射線量調査の実施	生活環境課	・市内の空間放射線量を継続的に測定し、結果を公表します。

4 生活環境の保全促進

様々な主体の協力のもと、パトロールの実施等により不法投棄やポイ捨て等の未然防止を図るとともに、環境美化活動を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
不法投棄・ポイ捨て等の防止	生活環境課	・市民一斉清掃等の取り組みを推進します。 ・地区や団体等と連携した環境美化活動を推進します。 ・注意看板や監視カメラの設置により不法投棄の防止に努めます。 ・ごみの野焼き防止の啓発及び指導を実施します。 ・不法投棄防止パトロールを強化します。 ・信州プラスチックスマート運動による海洋プラスチック問題の取り組みを推進します。

第2章 施策の展開

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・市や地区等の各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。 ・ごみの持ち帰りによる清潔なまちづくりに努めます。 ・居住地周辺の清掃活動に積極的に参加し、清潔なまちづくりに努めます。 ・不法投棄を防止するための見守り、通報に協力します。 ・騒音など、生活環境に配慮して行動します。
事業者	・市や地区等の各種団体が取り組む環境美化活動に参加、協力します。 ・事業所周辺の清掃活動を行い清潔なまちづくりに努めます。 ・有害化学物質を適正に管理します。 ・各種測定結果を公表します。

指標（施策項目生活環境の保全促進）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
不法投棄物総重量	kg	12,833	12,600	12,000
まちなか、公園、川沿い等で、心地よく歩ける場所があると思う市民の割合	%	50.3(R5)	54.3	60.3

5 空き地、空き家等の適正管理

空き地、空き家等の適正管理や有効活用の推進により、良好な生活環境の保全を図ります。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
空き地、空き家等の適正管理及び有効活用の推進	生活環境課	・空き地の適正な管理を促進します。
	建築住宅課	・空き家等の適正な管理を促進するとともに、空き家等が管理不全な状態になることを未然に防止します。 ・空き家バンク制度により、希望する者の定住を促進します。 ・空き家バンク制度等による空き家解消の取り組みをします。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・所有する空き家を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。 ・適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するように努めます。 ・空き家バンク制度を活用し、有効利用を図ります。
事業者	・空き社屋等を適正に管理し、近隣に迷惑が及ばないようにします。 ・適正に管理されていない空き家等を発見したときは、市又は自治会等に情報を提供するように努めます。

【空き地等がもたらす影響】

空き地等がもたらす影響は以下の通りで、国土の荒廃等様々な問題が発生する可能性があります。

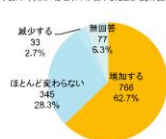
- 空き地が増加することにより、様々な外部不経済が発生。管理が長期間放置された場合、地域の活力低下、国土の荒廃等様々な問題が発生するおそれ。

空き地等がもたらす影響

■ 雑草繁茂など管理水準が低下した空き地が増大

⇒ ゴミ等の不法投棄や害虫の発生など周辺に悪影響

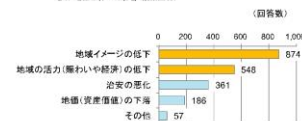
現在と比較した今後10年間の「管理水準が低下した空き地」の割合の変化



■ 地域内に空き地が多く存在

⇒ 地域イメージや地域の活力が低下

地域・地区内に空き地等が散在することによる、地域・地区全体への影響(仮数推定)



■ 管理が長期間放置された空き地

⇒ 所有者の所在の把握が難しい土地等の放棄宅地になり、国土の荒廃につながる



出典：国土交通省HP

【空き地等の新たな活用事例】

空き地等の新たな活用事例を示します。このような地道な対策により空き地等の問題は解決されるものと思われます。

北の屋台(北海道帯広市)

- 地元の商工会議所青年部等のメンバーが仕掛け人となり、駐車場として使用されていた土地に水道、電気、ガスや厨房設備を整備し、平成13年から屋台村を展開。
- 屋台形式のまま保健所から飲食店として正式な許可を取得し、魅力的な飲食物を提供。年間3億円超の売上げを記録。



北の屋台風景 (出典) 北の屋台HP

深谷ベース(埼玉県深谷市)

- 区画整理のため先行して取得した土地に、市所有のコンテナを設置。安価で市内外の住民に時間貸し。
- イベントや打合せ用スペースとして活用され、地域の賑わいの拠点になっている。
- 区画整理の進行に合わせ、別の空地に短期間で移設できる。



(出典) 深谷市

わいわい!!コンテナプロジェクト(佐賀県佐賀市)

- 公民で構成される佐賀市街なか再生会議が、街なかの空地や駐車場を借地。
- 中古コンテナを使った図書館等と芝生広場を設置。社会実験を行った平成23年度の8ヶ月間で約1万5千人が来場。
- 社会実験後は地元リーグチームの市内の拠点として活用。



コンテナと芝生 コンテナ内部(カフェと図書館) (出典) 佐賀市

耕作放棄地の有効活用(体験農園)

- 株式会社マイファームは2007年設立の、都市農地の有効活用を行う企業。
- 耕作放棄地・遊休農地・休耕地のオーナーに、貸し農園・体験農園としての有効活用を提案。
- 2016年現在で全国約90カ所の農園が登録されている。



(出典) 株式会社マイファームHP

出典：国土交通省HP

6 美しい景観の保全、形成

都市景観や市内の自然景観を地域固有の財産として将来にわたり保全するための取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
都市景観の保全・形成	都市計画課	・身近な公園や緑地を整備します。 ・「都市計画マスタープラン」に基づく取り組みを推進します。
	生活環境課	・屋外照明の適正使用の啓発をします。
	建築住宅課	・屋外広告物パトロールを実施します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

市民・事業者の取組	対象	主な取り組み
	市民	・良好な景観づくりに協力します。 ・歴史的なまちなみの保全に協力します。
	事業者	・県条例に基づき、屋外広告物及び屋外照明を適正に設置します。 ・良好な景観づくりに協力します。 ・歴史的なまちなみの保全に協力します。



基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる

本市には、高ボッチ高原や霧訪山等、豊かな自然に恵まれ、貴重な野生生物が数多く生息していますが、ヒメジョオン等の外来種の増加がみられる等、その保全と対策が求められています。

また、里地里山をはじめとする私たちの身近な自然も、十分な手入れがされないまま荒廃が進んでおり、その保全と対策が求められています。

自然公園については、その特性や状況を踏まえ、関係機関と連携し、その保全方法や活用のあり方について幅広く検討を進めるとともに、貴重種の生態や生息範囲の調査を行い、その生息・生育環境の確保に努める必要があります。

また、外来生物の駆除や有害鳥獣対策を進め、生物の生息空間として、重要な河川、湖沼、山林等多様な空間の環境保全に取り組む必要があります。

【基本理念4の目指す姿】

地域の自然環境や生態系の保全

- 地域に多種多様な生き物や生態系が存在する生物多様性の必要性が市民に理解されています。
- 里地里山や自然公園の環境が保全されています。

施策の方向性 多様な生態系をまもります

本市の現状と課題

本市の有する豊かな里地里山は、多様な動植物をはぐくむとともに、快適でうるおいのある生活環境の創出に寄与しています。しかし、近年、生活様式の変化による里地里山の荒廃が問題となっています。

また、日本固有の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されるアレチウリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物等による攪乱等の問題が顕在化しています。この問題の市民認知度は向上しているものの、積極的な駆除は限定的になっているのが現状です。

自然公園である高ボッチ高原では、草地の森林化やヒメジョオン等外来植物の繁殖、動植物の採取による高原由来の自然環境の悪化が懸念されています。

自然環境は一度壊されると修復が非常に困難であることから、継続的な分布調査や、生態を理解して駆除する方法を検討するだけでなく、レッドデータブックの活用やパトロールの調査結果等をもとに、里地里山、自然公園の環境保全を推進する必要があります。

取り組みの方針

■里地里山等、身近な自然環境の保全

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息・生育する身近な自然環境を維持するために、適切な管理により里地里山の保全を図ります。

■外来生物対策

アレチウリ、オオキンケイギク等の特定外来生物をはじめ、市内で問題になっている外来種の分布の把握と駆除の実施を継続します。

■自然公園の保全

高ボッチ高原で増えているヒメジョオン等の外来生物の駆除をボランティア活動等により推進するとともに、自然環境調査結果やレッドデータブックを活用した動植物の保全対策を推進します。

具体的施策の展開

7 身近な自然環境の保全

里地里山等、身近な自然環境の保全を行い、自然とのふれあいの推進を図るとともに、人と自然の共生に向けた取り組みを推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
身近な自然環境の調査及び保全対策の実施	生活環境課	・レッドデータブックの改定、また、生物多様性戦略の策定に向け、自然環境の現況を調査し、実態を把握します。
外来生物対策の推進	生活環境課	・アレチウリ、オオキンケイギク等、特定外来生物の注意喚起や市民や各種団体との協働による駆除を実施します。
里地里山環境の保全	生活環境課・耕地林務課	・里地里山の保全を促進します。 ・里山保全地域の整備を支援します。 ・人と野生鳥獣の棲み分けをし、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地区住民や各種団体等と連携し、緩衝帯を設ける等、生息環境の整備を推進します。
	生活環境課	・「第二次生物多様性ながの県戦略」に基づく広域的な生物多様性の推進をします。 ・市民や各種団体との協働による特定外来生物の駆除を推進します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。 ・ 里地里山の自然環境を保全します。
事業者	・ 地区住民や各種団体が取り組む活動に参加、協力します。 ・ 各種法令等を遵守し、周辺の自然環境に配慮した事業活動を行います。

指標（施策項目身近な自然環境の保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
外来生物等駆除活動参加人数	人	50	200	300

【知っていますか？外来生物の増加】

本来は生息していなかった場所へ、人の活動によってやってきた生物のことを外来生物といいます。外来生物の中には、その場所の元の環境に大きな影響を与える生物がいて、その中で特に注意が必要なものは特定外来生物と呼ばれています。

塩尻市にも外来生物や特定外来生物が増えて、困っている場所があります。



出典：しおじりの環境ワークブック

8 自然公園等の保全

自然公園の貴重な生態系を保護していくために、高ボッチ高原を中心に生物多様性の保全を推進します。

(1) 施策の内容と主な取り組み

具体的施策の展開		
施策の内容	担当課	主な取り組み
自然公園内の自然環境の保全	生活環境課	・高ボッチ高原等における自然環境保全活動を推進します。 ・高ボッチ高原の保全対策を図ります。
	生活環境課・観光プロモーション課	・高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）を周知します。

(2) 市民・事業者に期待される取り組み

対象	主な取り組み
市民	・市や地区等の各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。 ・外来生物の駆除に努めます。 ・高ボッチ高原の環境保全のための利用等に関する方針（ガイドライン）に沿った高ボッチ高原の利用に努めます。
事業者	・市や地区等の各種団体が行う生物多様性の保全活動に参加します。

指標（施策項目自然公園等の保全）

項目	単位	令和4年度 実績値	令和8年度 目標値	令和14年度 目標値
高ボッチ高原自然環境保全活動 参加人数	人	134	150	180